

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項及び第七十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第二十三条の二 法第七十一条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

最近における地域経済の状況に鑑み、民間都市開発推進機構の行う都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設として、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設を定める等の必要があるからである。